

捕鯨6社統合への経過を探る —下関市立大学鯨資料室岡村資料より—

岸本充弘*

1. 研究の目的と背景

公立大学法人として2007（平成19）年4月1日にスタートした下関市立大学は、地域貢献の1つの目玉として同年11月14日、地域共創センター内に鯨資料室¹⁾を設置した。その資料室が収蔵する資料の中でも特に希少な1次資料が、捕鯨OB・岡村昌幸氏から寄贈された捕鯨労組関係資料一式である。筆者はこの資料を基に、北九州市立大学大学院社会システム研究科の研究紀要『社会システム研究第7号²⁾』及び『社会システム研究第9号³⁾』で商業捕鯨当時の捕鯨従事者の特殊な手当等を中心とした待遇面や、捕鯨6社統合の経過についての一端を明らかにした。捕鯨6社統合の経過についてはこの岡村資料⁴⁾の中に、統合6社間はもちろん多くの団体、機関等との協議記録が残っており、それらの詳細な分析が急がれる。特に捕鯨6社統合に至る大まかな経緯や統合の背景については『社会システム研究第9号』に掲載しているが、会社側と組合側の労使交渉に関する資料が中心のため、依然として統合に向けての水面下での交渉経過は不明な部分が多い。今後は更に捕鯨統合会社に移行する詳細な経緯や過程を、捕鯨OBや関係者からの聞き取りを交えて膨大な資料の中から1つずつ丁寧に検証し、その経過を明らかにする必要がある。そのため、本稿では岡村資料の中の『捕鯨6社合同交渉資料』に掲載され、捕鯨事業に於いて現場での中核をなしている捕鯨事業員斡旋⁵⁾申請に関する経緯に注目し、申請に至る交渉経緯から6社統合の経過を辿ることとした。

2. 斡旋申請に至る経緯について

昭和30年代に入り全盛期を迎えた我が国の商業捕鯨も、鯨類資源量の減少によるIWC（国際捕鯨委員会）での大型鯨類の捕獲枠削減⁶⁾により、大洋漁業(株)、日本水産(株)、(株)極洋の大手三社を中心に行われていた南氷洋等での遠洋捕鯨は、その存続をかけて捕鯨事業の統合会社⁷⁾を設立することとなる。統合会社従業員の大多数は大手3社から移籍することとなったが、それに伴う労働関係事項についてはその3社が当事者として申し入れを受けて団体交渉にあたることとなった。以下の記述は、岡村資料のうち『捕鯨6社合同交渉資料』に掲載されていた資料より一部を抜粋し、斡旋申請に至る経緯を時系列で辿ったものである。なお、一部を簡易な表記に改めて記載している。

① 昭和50年10月9日 申し入れの趣旨説明会（捕鯨6社及び各組合出席：以下同一）

- ・ 捕鯨関係労働組合連絡会議を設置（組合側）
- ・ 交渉は各社別に各組合とそれぞれ交渉することにする（会社側）

* 下関市産業経済部水産課、下関市立大学付属地域共創センター委嘱研究員

② 昭和50年10月13日 統合会社労働条件提示説明会

- ・各職種の労働条件記載文書を配布（会社側）
- ・日本の動物性蛋白食料の供給確保と捕鯨事業の維持存続のため統合会社の設立は必要だが、従来体制での存続や雇用の確保は考えられない。統合会社は独立した会社であり捕鯨各社と親子関係にあるものでもない（会社側）
- ・常用事業員と母船式事業員（継続と臨時）の区分は現在各社で常用事業員として位置づけられている者は常用とする（会社側）
- ・常用事業員と母船式事業員の区分の基準は何か？常用としての要件を定めて移行すべきではないか？（組合側）

③ 昭和50年10月16日 第1回集団交渉

- ・交渉方式、対象事項、日程等について協議

④ 昭和50年10月20日 第2回集団交渉

- ・事業員については雇用形態、定年、賃金（常用）、退職金（常用）を重要事項として確認

⑤ 昭和50年10月24日 第3回集団交渉

- ・母船式事業には季節性があり無視できない。実態に対応して考えるべきで、3者混合では極洋はうまく行っている。大洋は全員常用というが夏冬の事業、稼働バランスがとれた中で実施しており現在の事業実態の中では問題がないわけではない。何が捕鯨事業を維持存続させるために必要であるかだ（会社側）
- ・3者混合の雇用形態は第3者が見れば首をかしげる。新会社では雇用形態別にレットルが貼られることで身分差別が発生しトラブルが発生する。今後常用を少なくし臨時を採用することになる（組合側）

⑥ 昭和50年10月25日 第4回集団交渉

- ・雇用形態については並行線

⑦ 昭和50年10月28日 第5回集団交渉

- ・水産各社は捕鯨以外の事業を行っているが母船式事業は季節的に限定されかつ許可漁業であり稼働効率を適正化するためやりたくともやれない事業である。捕鯨事業の統合はやむを得ず行うものであり会社提案どおり了解願いたい（会社側）
- ・現在常用のものを継続、臨時にする訳にはいかない。常用しか北鯨へ行けなくなる。継続の者は役職者になれず差別待遇をしたことになる（組合側）

⑧ 昭和50年10月29日 第6回集団交渉

- ・あらゆる面から検討したが組合側の提案に結びつかない。企業として経済単位にならない場合は政府の補助をとというが非常に安易な考え方で将来を設計することはできない。試算によれば新会社の人件費は60%に達し経済性の限度をはるかに超えた数字である（会社側）
- ・常用・継続のつながりが考えられないとうまくいかない。このままでは議論の蒸し返し

で高度な政治判断が必要だ（組合側）

⑨ 昭和50年11月20日 第7回集団交渉

- ・ 現在までの合意事項の確認と今後の交渉事項、日程を確認

⑩ 昭和50年11月28日 第8回集団交渉

- ・ 常用化することは捕鯨事業以外の各社の母船式事業に多大な影響を及ぼす。試算では漁労協全体で50億円、新会社でも4億円位の支出増となる。捕鯨事業の将来は多難であり国際規制もどう変化するか解らない（会社側）
- ・ 全てを常用にしてくれと言っているわけではなく、一定の資格要件があれば常用になれる道が必要。会社の回答は我々に重大な決意をうながすものである（組合側）

このような集団交渉が行われた後、昭和50年11月29日付捕鯨6社集団交渉委員会委員長名（会社側、組合側）で了解事項文書を取り交わしている。その内容は、事業員の雇用形態について組合側が主張する常用化が合意に至らなかったため、この事態を打開するため『事業員常用化問題雇用形態適正化小委員会』を設け、昭和50年12月末までに協議整わない場合は、船員中央労働委員会に斡旋申請することであった。

その後、昭和50年12月15日に同小委員会が開催されたが合意に至らず、昭和51年1月16日付で関東船員地方労働委員会会長宛に(株)極洋、大洋漁業(株)、日本水産(株)の各代表取締役社長名で斡旋申請書が提出された。その斡旋希望は、捕鯨統合会社設立に伴う移籍事業員の雇用形態についてであった。

3. 斡旋申請にみる統合会社設立の苦悩

斡旋申請を関東船員地方労働委員会に提出後、同委員会がどのように判断し解決をはかれたかの経緯は残念ながら資料がなく、詳細については不明である。しかしながら、昭和51年3月14日付捕鯨6社集団交渉委員会会長名の了解事項資料に、事業員の雇用形態について決定されたことが確認されている。それによれば、日水、極洋については統合会社に移籍する継続事業員から常用事業員に編入し、また常用事業員から継続事業員の扱いとする者を両社夫々継続事業員及び常用事業員の10%相当人員とする。この場合2社に於いて常用となる者が継続となる者の人数を上回る場合はその差の人数を常用とするとある。また大洋については統合会社に移籍する事業員の5%相当人員を継続雇用の扱いとすると記載されており、この差について岡村昌幸氏に聞き取り（平成24年1月実施）をしたところ「常用事業員に対して継続事業員は臨時雇用の扱いであり、元々ほぼ全員が常用であった大洋と比較して、常用が3分の1程度であった日水、極洋に配慮したのであろう。」との回答であった。統合会社事業員の雇用形態にも旧所属会社の雇用形態が大きな影響を与え、最後までその調整を図っていたことがうかがえる。

昭和50年4月に捕鯨統合会社6社による設立準備委員会が設置⁸⁾され、翌年の統合会社発足までの1年間という短期間で、統合会社に移籍する人員の雇用形態、条件、待遇等

について同意しなければ統合自体が進められないとする厳しい状況の中、捕鯨6社の会社側、組合側との交渉経過はその交渉資料を見る限り、双方にとって非常に厳しいものであったことがうかがえる。昭和50年10月9日に始まった申し入れに関する協議から斡旋申請に至る約2か月間の短い間に、労使間で公式な交渉だけでも10回に及び、特に捕獲後の解体から製品の製造を担う捕鯨の現場で中核を担っていた事業員の雇用形態については合意に至らず、斡旋申請に至ることとなる。このことは、岡村氏への聞き取り⁹⁾の中で「統合に向けて一番大変であったのが新会社での雇用形態で、新会社から見れば南鯨は季節的雇用で半年休ませるのか?ということになったが、組合としては継続雇用を求めた」とのコメントがあり、事業員の雇用と生活を守る組合側と、特に昭和40年代後半より国際規制が強まりつつあった捕鯨事業を、なんとか新会社に統合して維持していこうとする会社側双方の強い思いが背景にあり、双方とも一歩も引けない状況が最終的に斡旋申請という最後の手段を取らざるを得ない状況になったと思われる。さらに、統合会社に至る過程では、岡村資料に残る記事録に記載のある以上に労使双方の激しいやり取りがあったことが容易に推察できる。特に交渉過程記録の⑧、⑩にあったように、事業員の常用雇用に伴う人件費の増額が、捕鯨そのものを企業が経済単位としてとらえられなくなる可能性にまで及ぶことに言及していることが、労使双方の交渉における着地点を一層困難なものにしていたと思われる。

4. おわりに

本稿では、捕鯨6社統合に向けての交渉経過の一部を明らかにしたに過ぎない。今後も少しずつではあるが、鯨資料室に寄贈された岡村資料の解明を進めていきたいと思っているが、そのことは貴重な資料を寄贈していただいた岡村昌幸氏御本人のお気持ちに唯一報いることができる手段であると考えている。

現在、我が国が国際捕鯨取締条約に基づき実施している南極海での調査捕鯨が、捕鯨反対派による過激で理不尽な妨害により、その存続自体が非常に危ぶまれている。日本の伝統でもある鯨文化を継承するため、先人たちは身を切る覚悟で捕鯨6社統合という道を選択した。その血のにじむような過去の状況と捕鯨会社、捕鯨従事者とその家族の思いをどれほど多くの方が理解しているのでしょうか。本稿がその先人の思いを少しでも伝えることができれば幸いである。

(注)

- 1) 鯨資料室には現在、鯨関連の書籍、論文や模型、民・工芸品等約3,500点を収蔵。当初学術センター内に設置されたが、アーカイブ部門強化のため2011年10月の本館竣工に伴い本館Ⅱ棟2階に移動した。
- 2) 岸本充弘「日本水産(株)捕鯨労組資料に見る捕鯨従事者待遇－昭和30年代の資料を中心に－」北九州市立大学大学院社会システム研究科『社会システム研究』第7号所収、

2009年3月、pp117-128。

- 3) 岸本充弘「捕鯨六社統合資料に見る商業捕鯨の苦悩」北九州立大学大学院社会システム研究科『社会システム研究』第9号所収、2011年3月、pp177-185。
- 4) 岡村資料については、岸本、2009、p117参照。岡村昌幸氏については、岸本、2009、p126参照。
- 5) 労働争議調整のための手続き。労働委員会の会長が指名した斡旋員が個人として労使の間に立って争議解決の媒介役を勤めること。（『有斐閣経済辞典』、有斐閣、1983、p6。）
- 6) 戦後の主な南氷洋捕鯨での出来事は、岸本、2009、p127を参照。捕獲枠削減については、岸本、2011、p178を参照。
- 7) 捕鯨6社統合の経緯については、岸本、2011、p178参照。
- 8) 岸本、2011、p178参照。
- 9) 岸本、2011、p181参照。